

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-3-2
処分の種類	電気工事の施工の差止め命令			
根拠法令条例等・条項	電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条第2項			
処分の概要	公益上必要があると認められるときは、当該電気工事の施工の差止めを命令することができる			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定 (過去に先例がなく、法令の定め以上に設定するのが困難)</p> <p>電気工事業の業務の適性化に関する法律 (登録の消除の場合における電気工事の措置) 第17条 第14条の規定により登録電気事業者が登録を消除された場合においては、登録電気事業者であつた者又は一般承継人は、登録の消除前に締結された請負契約に係る電気工事を引き続いて施工することができる。この場合において、当該登録電気事業者であつた者又はその一般承継人は、登録の消除の後、遅滞なく、その旨を当該電気工事の注文者に通知しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣又は都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該電気工事の施工の差止めを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	昭和45年法律第96号			